

会 議 録

会議の名称	平成23年度第3回東村山市保育料等審議会				
開催日時	平成23年8月1日（月）午後8時00分～9時30分				
開催場所	いきいきプラザ2階 学習室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>（委員） 米原勝一（会長）・小島聖（会長職務代理） 丹代了委員・久木田稔委員 廣町貴之委員・湊脇稔尚委員</p> <p>（事務局） 今井子ども家庭部長・小林子ども家庭部次長 山口子ども育成課長・野々村児童課長・ 大沼子ども育成課長補佐・ 星野保育係長・小町管理係長・ 下口主査・高野主任・上野主事</p> <p>●欠席者：渡邊儀一郎委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	5人
会議次第	<p>開会</p> <p>1. 子ども家庭部長挨拶</p> <p>2. 会長挨拶</p> <p>3. 議題</p> <p>（1）保育料の検証等</p> <p>（2）次回の審議会</p> <p>（3）その他</p> <p>4. 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>子ども育成課 担当者名 電話番号 042-393-5111（内線3197） ファックス番号 042-395-2131</p>				
会 議 経 過					
<p>1. 子ども家庭部長挨拶</p> <p>2. 会長挨拶</p> <p>3. 議題</p> <p>（1）傍聴、資料配布の可否</p> <p>○「東村山市付属機関等の会議の公開に関する指針」 →傍聴可。今回の審議会では配布を禁じている資料は無く、資料の配布及び持ち帰り可とする。</p>					

(1) 保育料の検証等

会長：それでは式次第の三、議題に入りたいと思う。保育料の検証等についてである。前回の審議会では所管課より各シミュレーションの資料を基に説明をいただき、みなさんのご意見をいただいた。その中で、委員からの保護者からの意見を聞いてみたいなどの意見もあったので、また後ほど聞いてみたいと思っている。また小島副会長から、次回は答申の方向性についても議論するのかというような意見があった。ある程度の結論が承認されれば良いと思っている。本日の前半は所管課の資料などの説明と委員から保護者の意見などを伺い、それに対する協議を行い、後半は意見の集約を行ってある程度の結論を示せば良いと思っている。なお、先ほど申したように本日の審議会は1時間遅れて始まったが、庁舎管理の関係から21時半をめどに終了をさせたいと思っているので協力の方よろしく願います。それでは、資料の説明をお願いします。

子ども育成課長：手元に配らせていただいた資料について説明させていただく。まず、保育料審議会等まとめということで、この会議でご議論していただいたことを簡単にまとめてある。基本的に諮問について22年の5月13日保育料等の検証についての諮問ということで、平成22年5月13日から今日まで5回に渡って検証を行っていただいている。今回の改正理由としては、『20年4月の改正において国基準徴収金に対する保護者から徴収する保育料の割合が著しく減少したことに伴い』ということである。改正内容の一つは、まず算定方法の変更ということで、保育料算定時における税書類の確認順位を市民税→所得税の順番から所得税→市民税に変更する。次に、対国基準比率を二段階で50%に移行する。改正時期、平成24年4月1日。前回までの内容をコンパクトにまとめたものである。前回、グラフ等で何らか示して欲しいという依頼があったので、2ページ以降はグラフ化した資料となっている。2ページは負担割合について、東村山市、26市平均、東村山市を除いた25市平均ということで、グラフの形で示させていただいた。薄い色のほうが市負担割合、濃い色の方が保護者負担割合というようなグラフになっている。3ページについては、26市の総運営費に対する負担割合である。26市中、26位ということで8.49%の負担割合となっている。4ページ目は継年変化を追って保育料徴収金の割合を東村山市と26市平均を折れ線グラフで出ささせていただいた。ここからも序々に乖離していることが読み取っていただけたらと思う。5ページ目の資料が円グラフにして市の負担割合、保護者の負担割合とその他の補助金という形で用意させていただいたものである。このような形で前回、要望があった負担状況に関するグラフ等を含めた資料として提出させていただく。

澁脇委員：4ページの保育所運営費に対する保育料徴収金の割合のグラフがあるが、25市の平均が消えてしまっているように見えるがどこにあるのか。

子ども育成課長：白黒印刷のため消えてしまっているように見えるが26市平均と重なってしまっているため見えにくくなっているものである。

小島委員：同じく4ページの今のグラフに関してだが16年度から21年度にかけて一覧になっているが、10.36%から年々下降している、この数年間の間に何か施策的なものがあったのか、それとも気がついたら下降してしまったのか。

子ども育成課長：今回、諮問させていただいている前回の見直しの影響と経済状況を含めたトータルの部分もあると思う。実際に過去の経過を追っていったところ順番に下がっている状況が出てきているということである。

丹代委員：受ける側からすれば改正ではなく改定ではないだろうか。前回休んだので、その分資料をしっかりと読ませていただいたが、二段階がいつなのかという議論はこれから行われると考えてよいか。

会長：よい。二段階、例えば前回の時には46%から50%の資料をいただいたが、初年度は何%といった具体的な数値を出すということを本審議会で答申するとういことは考えていない。それは、行政のほうが、対議会という側面もあることから、総合的な面から判断していただくという

ことになると思う。ところで、3ページの資料は、仮に50%の負担割合で徴収した場合何%くらいになるのか。

子ども育成課長：正確な資料がないので他市の状況等から推測すると、おそらく11%くらいにはなるのではないかと思う。全体平均が12.58%なのでそれに近い値、11%から12%の間になってくるのではないか。

会長：2%くらい上がるということで承知した。

溺脇委員：3ページの資料で、他市と比較をしているわけだが東村山市と人口や保育園の数が似通っている市と比較することはできるか。もちろん、8.49%が低いことは見れば分かるが総運営費が全然違う市と比較するのではなく、何かを揃えて比較したいのだが、それは可能か。

子ども家庭部長：おそらく、多摩市が適当ではないか。子どもの数が近かったと記憶している。

溺脇委員：ということは、総運営費が多摩市の方が低いのに保護者負担割合が高いということになる。東村山の総運営費が他の市と比べて高くなっているのは、単価が高くなっているとかそういったことなのか。

子ども家庭部長：基本的には国が決めた運営費の基準に従っているので大きく乖離しているということはない。ただ、市単独の補助などがあることから多少の差はありえると考えられる。その差は3億とか10億とかそういった金額のものではない。

溺脇委員：これを親に見せてどのような反応をするかということを含めて、早く見ていただきたいと思う。

会長：保護者への説明としてはしやすくなったのではないか。

溺脇委員：説明はしやすくなったと思う。一番高いところの半分の負担で、しかも26市で一番低いというのが、ありがたいという親もいるだろうが、だからこそ二段階というのが大きいのではないか。あと、確認しておきたいのだがB階層に関してはどう読み取ればよいか。

子ども育成課長：基本的には市民税と所得税の見る順番を変えて全世帯を直近の収入で保育料を算定させていただき形に変えてさせていただいた。当初はB階層全体の賦課も考えていたが、今回の案では織り込んでいない。

小島委員：織り込まないと言うのは、しないという決定と考えてよいか。

子ども育成課長：今のところのシミュレーションでは織り込んでいない。前々回の会議でも出てきていたが、収入のある方については当然、賦課していくべきだろうということである。所得税を先に見る形に変えていくことによって、つまり市民税を先に見ることによって前年収入があるにもかかわらずB階層になって賦課していなかった方たちを見直し、見る順番の見直しをすることによって直前の収入のある方については、他の方と同じように通常の階層判定の中に入れて階層を判定させていただきことで保育料を賦課するということである。すなわち、直前収入がない方をB階層として保育料を賦課しない、としているところでシミュレーションをしている。

小島委員：所得があるにもかかわらずB階層になるということはあるえないという解釈でよいか。

子ども育成課長：B階層の算定そのものが市民税を従来先に見ていたので前年の収入があっても前々年の収入が低いと保育料が0であった。その順番を入れ替えることによって、先に所得税を見ることによって他の方と同じように前年収入に対して保育料をかけるように階層区分を変更させていただいた。従前は先に市民税を見ていたので非課税になっているとその段階でB階層になっていたが、所得税を先に見ることによって前年収入で一律に保育料を賦課する形になったと

判断していただければ結構である。

子ども家庭部次長：前回の会議資料の1ページのところにシミュレーションが出ていたと思う。

渌脇委員：一部の方がB階層でなくなって賦課が発生するが、大多数の人は変わらない、つまり全員に賦課がかかるわけではないということで理解した。

丹代委員：算定方法としては26市のうち23市がやっているということは、それなりの理由があるということであろう。

廣町委員：市民税と所得税の見る順番を変えて、現在のB階層の方のうちの一部の方からも徴収をするという話になっていると思うのだが、そこはどうか。

子ども育成課長：前回も説明をさせていただいたが、実際に該当の方は前年所得があるということと来年度に関してはB階層ではない方なので、個人を特定して考えた場合については上がるという感覚ではないと思う。ただ、算定をさせていただくのに、前々回の会議で議論を頂いている中で、前年の収入があるにもかかわらず、同じ前年度の収入の方と差がついていることはおかしいのではないかと委員さんの方から話があり、丹代委員がおっしゃったように23市がすでに所得税から見るという形で算定を行っていることを考えると保育料の徴収の公平性の点から考えればそちらの方が公平なのではないかと思う。

廣町委員：見る順番を変えることによって実際、徴収金がどの程度変わるのかを教えてください。

子ども育成課長：単純に今回の分で算出をさせていただいた部分では、年額で約550万となっている。

渌脇委員：会長さんからお話をいただいたように、保護者からの話をすると、やはり上がるのはつらいという方がいる。話として東村山市は今こういう状況であると伝えると、ある程度理解はできると言っていただけ。しかし、何で今まで段階的に上げてこなかったのか、なぜ今年なのかといった意見は強くあった。そういった部分については説明をしていかなくてはいけない、しかも早い時期に保護連を通して懇談をしていただくのが第一かなと思う。また、今、保育園はいろいろと問題があるので、そういったことが今回のことと一緒になってくると保護者としてはなかなか受け止めにくくなる。だからこそ、こういったことは少しずつ、早いスパンで変わっていった欲しいというのが相対的な意見ではないかと思う。もちろん、預けている以上は仕方がないという意見、できる限り値上げしないで欲しい、上げるなら上げる時期をよく考えて丁寧に説明をして欲しいという意見があったことをお伝えしておく。

会長：なぜこの時期なのかということについては再三、子ども育成課長に伝えておりますし、20年度の段階から変わっていないことは時期を見誤ったと言わざるを得ないと思う。いずれにしても、例えばB階層の算定部分の見直しをしたりするなどは、ここで検証することによって出てきた案であるから、遅れたとはいえ必要であれば見直すということはやむを得ないのかなと思う。丹代委員の方からもご意見を頂いたが、B階層に関する算定の方法、今回の見直しで23市がやっているような順序で見直しをするということに関してご了解をいただけるか。

丹代委員：了解した。

会長：ある程度委員の意見を踏まえて行政の方で検討して継続的、緩やか、二段階での改定といった審議会での意見を受け入れてくれた部分がある。これから、いわゆる答申に向けてまとめを行っていく作業をしていきたいのだが、行政のほうで委員の意見をまとめたものなどはあるか。

子ども育成課長：前回までの話を受け、また前回の答申書などの組み立てを考えてご議論いただくためのまとめを、間に合わせてメモ書き程度に用意した。それを配布するので、目を通してい

ただきたいと思う。答申そのものは当然、文章の形になっているので、このあとのものになるが、「こういった項目を答申の中に盛り込んでいったらどうでしょうか。」ということで、話し合いの中で出てきた内容を入れさせていただいた。簡単に説明をさせていただく。保育料等について意見集約等ということで作らせていただいた。まず、はじめにという形で諮問を受け審議が始まったということと『本審議会は、本市の保育料等の検討に必要な諸事項について理解を深めるとともに、利用者の立場、市民生活の実態等をも十分考慮し、可能な限り調査・検討を加え結論を得る。』という形で最初に書かせていただく形がよくある形である。続いて、審議経過が入り、次に『認可保育園保育料についての保育料の基本的な考え方』についてというところで、法的な根拠、最低基準を維持するための費用であるといった基本的なことを入れさせていただき、改定についてというところで『定率減税縮減に伴い保育所運営費国庫負担金における保育所徴収金基準額表の所得基準額が改正されたことにより、東村山市の階層区分も定率減税縮減に対応した改正を行った後、保育料改定の目安をする国基準徴収金に対する保護者から徴収する保育料の割合が、著しく減少したことに伴い保育料の改正を行うことは、経済情勢を鑑みても適切であると考えられるものである』というようなまとめ方にさせていただいた。とりあえずのメモ程度で箇条書きの形で作ったものなので細かいところは気にしないでいただきたい。改定期間については『年度初めに実施することが適当である』とさせていただき、審議・経過というところで『利用者負担は、現下の厳しい社会経済情勢を鑑み、賦課すべきところ、そうでないところを見極め段階的に見直す必要がある。』『受益者負担の原則にたち所得税課税世帯には、保育園運営に係る費用の一部を利用者に負担してもらうことは必要。』『所得税非課税世帯に保育料を賦課することは、保育料負担が可能なかを考慮し見直す必要がある。』『保育料は、認可保育園以外（認可外保育施設等及び幼稚園）に預ける保護者負担との関係も考慮する必要がある。』おわりにというところで『保育料は、市民の立場に立ち充分慎重に考えながらも、基本的には社会経済情勢に応じ、絶えずその適正なあり方について見当改善することが求められている。』『保育料等の見直しについては、今後においても諸要素の変化を見ながら、定期的に見直しを行い、適正な運営を図っていくべきである。』『検証後の影響等は、平成24年度以降の保育料等審議会で定期的に検証する。』というような形で今までの経過を含めてまとめさせていただいた。このあとに少し児童クラブ費について入れさせていただいた。昨年諮問の中で児童クラブ費のことも含まれているが、今年度実態としてご審議をしていただくような経過にならなかった。そこを踏まえて、基本的には検証を継続していただくようなスタンスで児童クラブ費に関してはまとめさせていただいている。前回の答申書をベースにし、箇条書きで項目の洗い出しをさせていただいた。

会長：一つの議論をする材料として出していただいたわけだが、ご意見あれば言っていたきたい。

淵脇委員：読んでいて気がついたが、誰が言っていることなのか、どの立場から言っていることなのかは今一つわかりにくい。例えば、児童クラブ費の検証で、(1)の黒丸が2つありますが、一つ目は委員の意見として、二つ目の『～を目指している。』というのは別に委員が目指しているわけではないので、市の言っていることだと思う。こういったところで文章の書き方であると思うが、誰が言っているのかを明確にしないとやはり読んでいて分かりにくいのかなと感じる。まとめていただいたことの内容としては概ね良いのではないかと思った。要するに確定したことやまとめたこと、それと今検討中であること、話の進捗状況の部分を明確に分けていただくことによって、きちんと委員が言ったこと、委員の意見としてまとめたことと、審議会としてまとめたこと、そして役所の方の考え方、役所の方針、決定したこと、そして確認しておきたかったことを分けてまとめてもらい、誰が誰に言ったかが分かると良いかと思う。

子ども育成課長：簡単にまとめたものなので文章の表現等については、本日もご議論、ご意見をいただきたいと思います。また、先ほど申し上げたように前回のものはもう少し続けた文章の形になっているので、そのあたりもご意見いただきたい。項目と挙げさせていただいたものが、この場の話として出てきているものとして漏れがないか、あるいはこれは盛り込みたいといったものがあれば、ぜひご意見をいただきたいと思います。

淵脇委員：この文章がまとまるのが次回の審議会で、それをもって2年間の審議会の答申として

出されると考えてよいか。

子ども育成課長：よい。次回の時には答申書の案という形で会議の前に委員の皆様には郵送させていただき、微修正を当日の段階で入れていただき、それを受けて最終的に答申書という形で提出させていただきたいと考えている。

澁脇委員：保育料のことは良いと思うが、児童クラブ費に関しては若干厳しい。話をしているわけではないからである。こちらからどうですかと聞いたことに対して、今このくらいですと答えていただいただけなので。

子ども育成課長：児童クラブ費につきましては、継続して検証をしていただくという形で集約させていただいた。どちらかといえば数少ない中で、昨年度2回の中で児童クラブの話をしていただいたので、その部分を盛り込んだ形にさせていただいた。今年度に関しては、児童課長から何回か説明をしているように、こちらから情報提供させていただくには無理がある状況にあり、実質ご議論をいただいておりますが、諮問させていただいたので何らかの形で答申を頂くべきかと判断し、今までの経過を踏まえ継続的に検証していくのが適当であるとするのが望ましいと、あくまでこちらの推測であるから会議として違うのであれば別だが、形として出すとすればこういう形かというところを出させていただいた。

会長：今の意見集約の関係ですが、まず1ページ目の1、2、3の(1)まではよろしいか。この文言について何か著しくおかしいと感じる部分があれば指摘していただきたい。(2)の保育料の改定についてのところから何か具体的に文言等あればご意見等いただきたい。まず(2)の保育料の改定についての最初の黒丸『定率減税縮減に伴い保育所運営費国庫負担金における保育所徴収金基準額表の所得基準額が改正されたことにより、東村山市の階層区分も定率減税縮減に対応した改正を行った後、保育料改定の目安とする国規標準徴収金に対する保護者から徴収する保育料の割合が著しく減少したことに伴い保育料の改正を行うことは、経済情勢等を鑑みても適切である』ここについて何か文言上あるか。

子ども育成課長：こちら側で気がついたので申し上げさせていただくが、改正ではなく改定に直させていただく。

会長委員：先ほどご意見ありましたとおり、保育料の改正ではなく改定である。では、他になければ先に進ませていただきますがよろしいか。

澁脇委員：『経済情勢等を鑑みても適切である』というのは少し引かかる。下の(4)のところに『今の厳しい経済情勢を鑑み』とあるので、積極的に変えるというよりも変えなくてはいけない時期に差し掛かっているという表現の方が良いのではないかと思う。厳しい経済状況ではあるけれども変えなくてはいけないといったような。適切と書かれてしまうと厳しいと思う。あと、すべて改正ではなく改定という表現になるということで良いか。

子ども育成課長：国がやったものに関しては国が改正としているので改正のままであるが、市として入れるものに関しては改定に直したいと考えている。ただし、条例に関しては改正となる。もう一度見させていただき、手直しをさせて頂く。

会長：では(3)の改正実施時期についてのところでなにかあるか。なければ次に参る。(4)の『利用者負担は、現下の厳しい社会経済情勢を鑑み、賦課すべきところ、そうでないところを見極め段階的に見直す必要がある。』ここの段階的にというのは二段階でということを表していると考えてよいか。

子ども育成課長：激変緩和ということでお話をいただいている。整理をさせていただいて社会経済情勢を鑑みて基本的には一回で変えるということではない、ということをおこなう形をまとめさせていただき、このような表現にさせていただいた。

小島委員：だとすると、『段階的に見直す』というところに、『厳しい社会経済情勢を鑑み』がかかっているということではよろしいか。もしそうならば、順番を入れ替えてしまった方がわかりやすいのではないか。今のこの文章だと『厳しい社会経済情勢を鑑み』がどこにかかっているのか分かりにくいと思う。

子ども育成課長：そのあたりは入れ替えをさせていただきたいと思う。

会長：2点目の『受益者負担の原則にたち所得税課税世帯には、保育園運営に係る費用の一部を利用者に負担してもらうことは必要。』ここはどうか。なければ次に参る。(3)の『所得税非課税世帯に保育料を賦課することは、保育料負担が可能かを考慮し見直す必要がある。』

子ども育成課長：これが最初、B階層に対して賦課をしようかと出していたご意見ということになる。

会長：では4点目、『保育料は、認可保育園以外（認可外保育施設等及び幼稚園）に預ける保護者負担との関係も考慮する必要がある』これ以外に何かご指摘等あるか。

渕脇委員：もし入れていただけるとすれば、あまり長いスパンで保育料を変えるのではなく、状況に応じて変化させていくことが親にとっての公平感といいますか、自分が預けているときにちゃんと適切な料金を支払っていくということ、例えば52%になっていれば下げるとか、そういうことも意見として述べさせていただいたので負担が偏り過ぎないという意味でも載せていただきたい。

子ども育成課長：適宜見直しをしていくことによって今回のように一気に変化をさせないというような表現を加えさせていただきたいと思う。

会長：次が(5)についてである。『保育料は、市民の立場に立ち充分慎重に考えながらも、基本的には社会経済情勢に応じ、絶えずその適正なあり方について見当改善することが求められている。』とあるが、この辺の内容が今、渕脇委員がおっしゃられたことなので(4)に入れたらどうか。

子ども育成課長：あくまでこだわらずに簡単にまとめたものなのできちんとしたものではない。今、ご指摘をいただいた部分を加工して(4)に入れさせていただくような形でよろしいか。逆に言うと、(4)、(5)のところで、この間にいただいたもののポイントを整理して箇条書きでまとめさせていただいた形になっている。

渕脇委員：ただ、『おわりに』の部分に改定内容の算定方法の変更と対国基準50%に二段階で移行するということが入っていないとおかしいのではないか。(1)、(2)、(3)の部分でどのように変えるのかということ載せていない。ならば、審議の結果として何をしたのかを載せる必要があるのではないか。

子ども育成課長：意見としてまとめていただくときに、これは書き方の問題もあると思うが、算定順位のことふれた内容を『おわりに』や『まとめ』の部分に載せる必要もあるのかと思う。今日、出させていただいたものは完成形ではないので、そこをご理解いただいて、逆に『おわりに』の部分をごくしてまとめて欲しいというご意見をいただいたものをまとめさせていただければと思っている。こちらで全部作ってしまうということもどうかと思うので、今回はあえて簡単にまとめさせていただいただけであるとご理解いただきたい。今、おっしゃっていただいた50%の部分と所得税、市民税の見直しのこと、あと段階的にということ、つまり一回ではないということまとめさせていただくということではよろしいか。

渕脇委員：『おわりに』の部分の内容というのは、答申した内容についての付則・付記として考えてよいか。こういう結論でまとめたけれども委員としてはこういった意見もあった。という形で書いていただければ良いのではないか。適切なときに検討して欲しいということや定期的に

見直しをして欲しいといったことである。二段階にするということ、50%にするということ、見直しで見る順番を入れ替えるという3つに付記するという書き方にするのはどうか。つまり、改定内容がきちんと出て、その上にプラスでまとめたという形にすればあまりいじらなくても良いのではないかと。(4)の保育料改定に対する審議に関してはさっき申し上げたことは無理なので、その4つにしておく方がすっきりとまとまるのではないかと。

会長：(2)の保育料の改定についての中に、今回この審議会でまとめた算定方法の見直しについてと、50%に関する内容が入っていないとまずいのではないかと。改定についてのことなので、中身が書かれていないのはまずいと思う。

子ども育成課長：では、(2)の部分に50%の話と算定基準の話を入れ込ませていただいた形でよいか。

会長：そうすると、『おわりに』の1番目と2番目は(4)のところに入るとのことによろしいかと。

渕脇委員：意見が出て、最終的にこういう形でまとめたといった書き方がよいのでは。(4)に組み込んでしまうと放しの意見で終わってしまっている気がする。

会長：なるほど。では渕脇委員の提案の形にしてまとめる形にし、文を締めたほうが良いということに理解した。

小島委員：話は変わるが、この会のあり方として、保育料等を審議するにあたっての基準を設けることはできないか。社会経済情勢を鑑みてなどという言葉が出ているが、それだけではなくて審議が適切であるとする基準が欲しい。例えば、市の財政状況を鑑みてということなのか、あるいは他市と比較してなのか、そういった適切さを判断する根拠を示すことが出来るのであれば示したほうが良いのではないかと。

渕脇委員：それは50%に達していないのが基準になるのではないかと。他市と比較することよりは50%に達していないことを示すほうが良いのではないかと。

小島委員：私個人としては以前から50%が適切だとは思えないが、皆さんがそうだとおっしゃるのであればそれで良い。

渕脇委員：他の市と比べてどうである、市の財政状況がこうなっているからというのは根拠としては納得できない。

小島委員：しかし、50%という基準そのものが他の市と比べてという理由や歴史的にという理由ではないだろうか。であるならば、理想論的にはそうではない基準があって然るべきだと思う。例えば、負担率で26市の一覧が出ていたが、どこが適切なのか。平均の12%が適切だという根拠は何なのか、10%が目標となる根拠は何なのか。そういったことを市民の方に説明できなくてはいけないと思う。そしてそれが出来ているかどうかということが疑問である。

子ども育成課長：組み合わせて考えることが根拠になると考えている。他の25市平均の割合が50%になっているという状況の中で、当市の負担割合がそれを満たしていないということが判断基準の1つであると考えている。例えば、負担割合に関しても何%が適切なのか、少なくとも10%程度と言ったときに、10%が根拠になる理由を求められると難しいが、一般的に福祉系のサービスにおいて利用者の1割負担というのは給付の中でも出てきているので割と一般的な数字なのではないかと言える。そういった意味でも10%というのは1つの目安になるのではないかと思う。ただ、なぜ10%なのかと言われてしまうと答えようがないというのが正直なところである。社会通念上で考えるとその辺のところが妥当であるということと、50%を目安として設定をされているのに対して当市がずれてきてしまっている中で50%に戻すということを出させていただいているということが根拠ではないかと思う。もし表記をするのであればこのような

形になる。

小島委員：市の財政状況は関係ないのか。突き詰めると市の財政状況が厳しいから、切り詰めなくてはいけないという発想ではないのか。

子ども育成課長：市の財政状況と50%は直接的には関係がないかと思う。財政力の豊かな武蔵野市も50%を目標にしていることが先ほどのグラフからも分かるので、ストレートに結びつくものではないと考えていただいて結構である。

小島委員：では切り離して考えてよいか。

子ども育成課長：よい。ただ、考えるときに、現実的に考えていくときに昨年度からお話をさせていただいているように、一つの判断するときの基準として、不納得であると伺ってはおりますが、50%の元々のラインから落ちてしまったというのが共通でご理解をいただいた部分ではないかと思う。基準をもし考えるとすれば、やはりその部分が基準になってくるのではないかと思う。

小島委員：それは今後もそういった認識でよいのか。市の財政状況とは関係ない次元で保育料等の審議が行われるという認識でよいのか。

子ども家庭部次長：財政事情を仮にそこで出すとすれば、例えば、夕張のように財政再建団体になってしまうなどの極端な場合は、そこを考えないわけにはいかない。しかし、確かに東村山市の財政状況は決して良くはないが、それを前面に出すのは、他の25市との兼ね合いも考えると難しいと思う。例えば、東村山市は財政状況が悪く、地方交付税の交付団体であるから、26市の中で一番負担割合を大きくすべきだというのは、やはり福祉の面から考えても難しいと思う。

会長：26市横並びで歴史的、政策的な判断で50%数字設定を行ってきたと考えられる。市の財政事情等を含めれば、各市バラバラで違ってもおかしくないはず。しかし、26市が揃っているということは歴史的な福祉政策だと考えてよいのではないか。どこかが、穴が開きだすと、まさに堤防が決壊するように、50%ではない数字を出してきて、横並びではやっていられないというようなことになれば70%とかになってしまうのではないか。

子ども家庭部次長：一つ申し上げるとすれば、東村山の財政状況が大変厳しい中で、他市が50%にしている中で、当市が43%弱であるということは触れられるかと思えます。

会長：トータルとして、他に何かあるか。なければ『4 児童クラブ費の検証について』に移りたいと思う。一応、諮問は受けてきたが、これについてはそういった時間も、またそういう状況もまだ行政のほうで作っていただけなかったもので、審議を行っていないわけだが、次につなげたいということでこのような文面になっていると思う。皆さんの意見を伺いたい。

淵脇委員：次回、最終回のときに出てきても一気に話はまとまらないと思う。であるならば、24年度に継続するという言葉が入ったほうが良いと思う。そうでないと、答申としてまとまらないのではないか。24年度、4月の改定はないと明言するのがよいのか、審議を継続とするのが良いのか。色々なところで、学童の運営に関することや、職員の嘱託化についての話とかが出始めている。我々も別の場所で質問をさせていただいて答えていただいたりしているが、保育料に関してはここが審議をする場になっている。我々の任期は来年の3月なので、あともう一回やったとしても保育園の話がメインで学童の話はそんなにできないと思う。仮にその一回で集中的に審議をしたとしても答申できるわけではない。すると、そこで委員が変わって新しい話をしなくてはいけないというのが明白であるのであれば一言書き加えていただいて、この審議会で意見がまとまったわけではないことを明確にしたうえで、例えば24年度4月の改定はしないとか、24年の審議会で継続して審議をするというようなことを書いていただけると安心できるかと思う。

会長：子ども家庭部長、どうだろうか。

子ども家庭部長：後者の方で良いのではないか。正直に申し上げれば、我々の方でしっかりとした準備ができなかったので話し合いが出来なかった。そこできちんと議論をしたと言い切るのは難しいと思う。溺脇委員がおっしゃられたような方向でまとめたいと思う。

溺脇委員：話が出てこなかったことに対してダメ出しをしているわけではない。もちろん、話し合いをするためには準備も必要であるし、逆に25年の嘱託職員化と合わせて考えるのは難しいと思う。ただ、他市の話で制度から何からひっくり返ってすべて変わってしまったところ、運営もやり方も変えてしまったところもあるようなので、それはやらないと示していただいている、無茶なことはしないと示していただいていると受け止めている。じっくりと審議しているということを表明していただければ、親としてはそれを受け止めるという形を取れるのでその部分をお願いしたい。

廣町委員：『4 児童クラブ費の検証』ということで、出来ればだが具体項目を作ってください内容を分類していただきたい。色々書かれている中で、例えば『子ども・子育て新システム』のことが書かれていて、これはクラブ改定費にどのように関わってくるかが分からない。その中で『嘱託職員への移行に伴う時間延長およびサービスの向上を踏まえ更に検証を継続する。』とあるが、これは改定についてのことなのか。せつかくまとめていただくのであれば認可保育園の保育料と同じような形で、保育料の基本的な考え方から始まって、実際には保育料に関してはこういった経緯があって、改定について実際に改定に関することを書いていただくと分かりやすいのかと思う。あと、設置と経費のところ『第2児童クラブを開所したことは評価する』というのと『これまでの正職員対応では困難性があるため、正職員中心の運営から、嘱託職員中心の運営をめざしている。』と言いつつも、改定のところでは『嘱託職員への移行に伴う時間延長及びサービスの向上を踏まえ更に検証を継続する』と矛盾が生じている。『目指す』のと『する』のでは全く違うのでそこをきちんとしていただきたい。

子ども家庭部長：先ほど溺脇委員からもありましたように誰がどこに向けて言っているのかという部分はきちんと精査させていただきたいと思う。また新システムに関しては我々もわからないところもあるから、あえてこういった形で載せさせていただいた。考えられるものであれば書くことが出来ると思うが、その部分の議論はしてこなかったのだから、あえてここではこういった表現にした。問題の整理の仕方として、ここは改定とは関係ないということ整理しておきたいと思う。あと、文言等の矛盾に関しては直しておきたいと思う。

小島委員：免除制度に関してだが、欠席者に対しての配慮とあるが、これはどういったことか。

児童課長：病気や、ご自身の都合でお休みをされる場合を指し示している。

小島委員：登録はしているけれども、学童を使わないということか。

児童課長：風邪をひかれて熱が出てお休みをするときや、極端に月の出席日数が少ない場合とかになる。児童クラブ費は定額で発生しているのだから、その部分の配慮が必要なのではないかとということである。

小島委員：具体的に現行ではどういった配慮がされているのか。

児童課長：現行では全く行われていない。

小島委員：それを控除すべきだという意見があるということか。

児童課長：考え方はいろいろあると思う。例えば、日割りにしてしまうなどである。だが、今のところではそういった扱いはないので提案があるということである。

小島委員：なんらかのことが必要であろうという意見があるということで理解した。溺脇委員にお聞きしたい。具体的に欠席者への配慮を求める声というのはあがってきているのか。

溺脇委員：現実的には長期欠席とかそういった方たちだけである。1日、2日休んだからといって意見を言っているわけではない。長欠扱いの方がメインである。色々なケースがあるので、委員の皆さんに紹介できそうなケースが思いつかず歯切れの悪い説明で申し訳ない。

廣町委員：例えば、週3回塾に通っていて学童を2回利用したいといった場合、5日間のうち週に3回は学童を利用していないというケースがある。

小島委員：それを日割り計算にして欲しいという要望があるのか。

廣町委員：日割り計算ということではなく、半分しか来られないから半額にして欲しいという要望があるということである。

子ども家庭部長：他市ではそういった制度があるという話をさせていただいた。免除に関しては他市の方が進んで、きめ細かい配慮がされているということから今回こういった形で載せさせていただいた。

溺脇委員：病欠に関してもないのか。

児童課長：病欠に関する免除も制度としてはない。

溺脇委員：おそらく、病欠が主たるものではないか。確かに廣町委員が言われたケースも親としては不満があるかもしれないが、そこに在籍している以上、お金を負担するのは納得していると思う。むしろ、3ヶ月くらい何らかの事情があって東村山に住めなくなり、転居しているときに、在籍期間中だからという理由で通っていないにも係らず負担が発生するケース、病気で入院しているときに退会してしまうと入れなくなってしまうから在籍しておこうとすると負担金が発生してしまうものを他市では制度によってケアをしているということからの要望だと思う。直接的に言われたことは今のところないが、ケアできるものがあればケアをしてあげられないかという観点のものであって、制度を使ってみんながお金を払わなくてすむようにしようとする話ではない。

子ども家庭部長：まとめさせていただくと、直接的に市民の方から要望が上がっているという状況ではない。

会長：時間も迫ってきているのでまとめとしたい。これからの流れとしては、今日いただいたご意見を行政が文言に直し、次回の審議会で話をさせていただいて、そこで頂いた意見をもとに、その後皆さんにご了承をいただいて私と行政で文言のチェックをして最終の答申書として作らせていただきたいのだがよろしいか。

一同：よろしくお願ひしたい。

(平成23年9月6日(火)19時30分から予定。)

(2) 次回の審議会

次回の開催は、平成23年9月6日(火)を予定しています。

(3) その他

3. 閉会